

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律

(平成一五年六月一日法律第七三号)

一、提案理由(平成一五年五月八日・衆議院農林水産委員会)

亀井国務大臣

……………(略)……………

続きまして、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

昨今、牛海綿状脳症の発生や無登録農薬の問題等、農畜水産物の生産段階において食品の安全性を脅かすさまざまな問題が発生し、国民の食に対する不安を招いております。

このような状況にかんがみ、農畜水産物の生産に係る資材等について、その適正な使用の確保等により食品の生産段階における安全性の徹底を図ることが、国民の食に対する不安を払拭し、信頼を回復するために必要不可欠であります。

このため、国民の生命と健康の保護を第一に食品の安全性の確保に万全を期す観点から、肥料取締法、薬事法、農薬取締法及び家畜伝染病予防法を改正することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、施用方法によっては人畜に被害を生ずるおそれがある肥料について、施用基準を定める等の措置を講ずるとともに、販売の禁止に違反して販売された肥料について、その回収等を命ずることができることとしております。

第二に、許可を受けていない者による動物用医薬品の製造または輸入及び適正な表示のない動物用医薬品の家畜等に対する使用を禁止するとともに、家畜等に使用される蓋然性が高い医薬品について、使用基準を策定することができることとしております。

第三に、販売の禁止に違反して販売された農薬について、その回収等を命ずることができることとしております。

第四に、特定の家畜伝染病について、総合的に防疫を実施するための指針を作成するとともに、特定の家畜について、その家畜の飼養者が遵守すべき衛生管理基準を策定することとしております。

第五に、農畜水産物の生産に係る資材の承認等に当たって、厚生労働大臣等の意見を聞かなければならないこととし、連携の強化及び食品衛生法との整合性の確保を図ることとしております。

……………(略)……………

以上が、これら法律案及び承認案件の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成一五年五月一六日)

小平忠正君 ただいま議題となりました六案件につきまして、農林水産委員会におけ

る審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案は、農薬、肥料等の生産資材の安全性の確保及び使用の適正化の徹底等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、これら六案件について、四月十七日及び五月八日に亀井農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、五月八日、十三日及び十五日に質疑を行い、五月七日には現地調査を行うなど熱心に審査を行い、それぞれ質疑を終局いたしました。

……………（略）……………

さらに、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案につきましては、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び保守新党の五会派共同提案に係る修正案並びに日本共産党及び社会民主党・市民連合の二会派共同提案に係る修正案が提出され、採決の結果、二会派共同提案の修正案は賛成少数で否決され、五会派共同提案の修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決いたしました。

……………（略）……………

なお、同日、本委員会におきまして、食品の安全性確保に係る農林水産関係法律の運用に関する件について決議したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一五年五月一五日）

稲葉委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び保守新党を代表して、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

昨年第一百五十五臨時国会における農薬取締法改正により、登録を受けていない非農耕地用除草剤の農薬としての販売、農作物への使用を禁止したところであります。

しかしながら、現在のところ、小売段階では、農薬として使用ができない旨の明確な表示もなく、農耕地での誤用、流用も可能となるような販売がなされており、農薬の適正使用の確保が十分でない状況にあります。

こうした中で、国民の食に対する信頼を回復するため、農薬として使用されるおそれのある除草剤が誤って農作物の生産に使用されることを未然に防止する観点から、除草剤の販売段階において厳格な規制を行うことが課題となっております。

このため、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示義務、表示義務の違反者に対する勧告及び命令等所要の措置を講ずる修正を行う必要があると考えます。

また、先般、今国会に提出されている食品安全基本法案について、国産・輸入品を問わず、食品の安全性の確保が図られるよう、国の内外における食品供給行程の各段階に

おける安全性の確保の措置が適切にとられるべきこととする基本理念の修正が行われたところであります。

こうしたことから、食品安全基本法案に対する修正の趣旨に沿い、生産資材についてもその安全性を確保し、安全、安心な農畜水産物の生産が図られるよう、修正を行う必要があると考えます。

以上の点から、本修正案を提出することとした次第であります。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

まず、除草剤の販売段階での規制に関する修正について御説明申し上げます。

第一に、農薬以外の除草剤を販売する者は、それを販売する場合、その容器等に、農薬として使用することができない旨の表示をしなければならないこととしております。

第二に、除草剤の小売を業として行う者は、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならないこととしております。

第三に、農林水産大臣は、除草剤を販売する者が表示義務を遵守していないと認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができることとするとともに、正当な理由なくしてその勧告に係る措置をとらなかった場合には、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとしております。

第四に、違反行為に対する抑止力の確保のため、表示義務に係る命令に違反した者は、三年以下の懲役または百万円以下の罰金に処することとしております。

次に、生産資材の安全性の確保に係る修正では、肥料、動物用医薬品、農薬等の生産資材の生産または製造から販売及び使用に至る一連の国の内外における行程のあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、農林水産大臣は、これらの資材の安全性の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の規定を追加することとしております。

以上、何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

決議（平成一五年五月一五日）

（農林水産省設置法の一部を改正する法律（平一五法七〇）の決議と一括して掲載）

三、参議院農林水産委員長報告（平成一五年六月四日）

三浦一水君 ただいま議題となりました六案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

……………（略）……………

次に、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案は、農薬、肥料等の生産資材の安全性の確保及び使用の適正化等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

なお、これらの生産資材関連法案に関し、衆議院におきまして、非農耕地用除草剤の

販売者に対し、その容器、包装等に農薬として使用できない旨の表示を義務付けるほか、農林水産大臣は、生産資材の製造から使用までの各段階について、国の内外において、その安全性が確保されるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の規定を追加する修正が行われております。

……………（略）……………

委員会におきましては、農林水産省のリスク管理体制の在り方、H A C C P手法を導入しやすい環境整備、生産資材に係る各種規制の十分な周知、輸入牛肉の安全性確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

……………（略）……………

次いで、順次採決の結果、農林水産省設置法の一部を改正する法律案については多数をもって、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案については全会一致をもって、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案については、修正案を否決した後、多数をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

なお、本委員会におきまして、食品の安全性の確保に係る農林水産関係法律の施行に関する決議を行いましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○決議（平成一五年六月三日）

（農林水産省設置法の一部を改正する法律（平一五法七〇）の決議と一括して掲載）